

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）
に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

（５）財産管理（物品、被服等）について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 公有財産の台帳管理について【環境事業所】（報告書 P97） 中央・美浜環境事業所で実施された屋上防水修繕（260 万円）が、修繕料（11 節需用費の細節）として予算化され、当該科目で執行されており、維持補修として考えられているために、公有財産台帳に適切に反映されていない。この修繕については、少なくとも「建物」の改修履歴を建物台帳に記載する必要がある。 また、花見川・稲毛環境事業所における空調修繕および瞬間湯沸かし器の改修（430 万円）が修繕として処理されている。しかし、工事の実態として、古い給湯器が物理的に撤去され、新しい業務用給湯器が設置されており、以前よりも耐用年数が伸びるとともに、機能が向上している。すなわち、当該工事は旧設備の機能維持を超えたものであることから、従来から建物台帳等に区分して登載されているとした場合には、当該設備の取壊し工事に伴って、本来は廃棄処理を行う必要があったものと考えられる。 以上の 2 案件については、千葉市公有財産規則等に従って、公有財産台帳等への登載等の処理がなされていない。 したがって、中央・美浜環境事業所で実施された屋上防水修繕について、建物台帳に改修履歴を記載されたい。また、花見川・稲毛環境事業所における空調修繕および瞬間湯沸かし器の改修について、財産台帳等に登載されていた設備は廃棄処理として、本来は、台帳上、既存の登載価格からその旧設備の価格を控除する必要があるが、少なくとも取得した新設備等については適正に財産台帳又は備品台帳に登載されたい。	中央・美浜環境事業所の屋上防水修繕については、確認の結果、原状復帰のための修繕であると判別され、千葉市公有財産規則第 39 条第 4 号の「改築、修繕、天災事変その他の事由により形質又は価格に変動があったとき」に該当しないため、公有財産台帳副本の整理等は行わなかった。 花見川・稲毛環境事業所の空調機及び瞬間湯沸かし器の改修については、取得した新設備を適正に固定資産台帳及び備品台帳に登載した。